

大和市監査委員告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年12月25日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 街づくり計画部
- 2 監査対象期間 平成30年12月～令和元年11月
- 3 監査年月日 令和元年12月25日
- 4 監査の方法 この監査は、街づくり計画部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり計画課、街づくり推進課、事業管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (11) つり銭の管理に関する事務
 - (12) 市営住宅使用料賦課に関する事務
 - (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
 - (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
 - (15) 建築確認申請等手数料徴収に関する事務
 - (16) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
 - (17) 補償に関する事務
 - (18) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。